

令和4年6月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

## 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第37号	宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の退職手当に関する条例	1
議案第38号	宇治市市税条例等の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市税条例 宇治市市税条例等の一部を改正する条例	4
議案第39号	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例	19
議案第43号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市市税条例	20

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 略          (失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略          2・3 略          4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第1条～第9条 略          (失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略          2・3 略          4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超え</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
5~10 略	る日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。
11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げる者に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	5~10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げる者に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額	(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
(6) 略	(6) 略
12~17 略	12~17 略
第11条～第20条 略	第11条～第20条 略
附 則	附 則
1~11 略	1~11 略

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>12 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p>	<p>12 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p>
13 略	13 略

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (納税証明書の交付手数料)</p> <p>第9条 法第20条の10の納税証明書の<u>交付手数料</u></p> <p>は、宇治市手数料条例(平成12年宇治市条例第7号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p>	<p>第1条～第8条 略 (納税証明書の交付手数料)</p> <p>第9条 法第20条の10の納税証明書の<u>交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの)の交付を含む。)の手数料</u></p> <p>は、宇治市手数料条例(平成12年宇治市条例第7号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p>
<p>第10条～第17条 略 (所得割の課税標準)</p> <p>第18条 略 2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案し</p>	<p>第10条～第17条 略 (所得割の課税標準)</p> <p>第18条 略 2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>て、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第27条第1項に規定する申告書</p> <p>(2) 第28条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>	
5 略	5 略
<p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第27条第1項に規定する申告書</p>	<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(2) 第28条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>第19条～第24条 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納稅義務者が、第18条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納稅義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>	<p>第19条～第24条 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納稅義務者が、第18条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納稅義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>3 略</p> <p>第25条・第26条 略 (市民税の申告)</p> <p>第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)を除く。)若しくは<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。</p>	<p>3 略</p> <p>第25条・第26条 略 (市民税の申告)</p> <p>第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計をする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの)を除く。)若しくは<u>同条第4項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。</p> <p>2~8 略</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された事項</u>は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出するものは、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記しなければならない</u>。</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。</p> <p>2~8 略</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>付記された事項</u>は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出するものは、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>付記しなければならない</u>。</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
(1) 略	(1) 略  (2) <u>所得割の納稅義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</u>
(2)・(3) 略	(3)・(4) 略
2~5 略  (個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族申告書</u> )  第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、 <u>扶養親族</u>	2~5 略  (個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族等申告書</u> )  第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、 <u>特定配偶者(所得割の納稅義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、</u>
(控除対象扶養親族を除く。)  を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、	

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>当該申告書の提出の際に経由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2~5 略</p> <p>第29条～第80条 略 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第80条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閲覧</u> _____の手数料は、宇治市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第80条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</p>	<p>当該申告書の提出の際に経由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2~5 略</p> <p>第29条～第80条 略 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第80条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閲覧</u>(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたもの)の<u>閲覧</u>を含む。)の手数料は、宇治市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第80条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>の交付手数料</p> <p>_____は、宇治市手数料条例の定めるところによる。</p>	<p>の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもののが交付を含む。)の手数料は、宇治市手数料条例の定めるところによる。</p>
<p>第81条～第145条 略</p> <p>附 則</p>	<p>第81条～第145条 略</p> <p>附 則</p>
<p>第1条～第5条の2 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>	<p>第1条～第5条の2 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>
<p>第5条の3 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成1年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第5条の3 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成1年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 略</p> <p>第5条の4～第8条の2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>2 略</p> <p>第5条の4～第8条の2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第8条の3 略</p>	<p>第8条の3 略</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>2 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3~17 略</p> <p><u>18・19</u> 略</p> <p>第8条の4~第22条の2 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) 第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p>	<p>2 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3~17 略</p> <p><u>18 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>19・20</u> 略</p> <p>第8条の4~第22条の2 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
(2) 第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書 がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるとき。	
3 略	3 略
第24条・第25条 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	第24条・第25条 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第26条 略	第26条 略
2 略	2 略
3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、 <u>第37条の8又は第37条の9</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで <u>又は第37条の8</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
第26条の2～第27条の3 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	第26条の2～第27条の3 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第27条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第27条第1項に規定する申告書</p> <p>(2) 第28条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の5 略</p>	<p>第27条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <p>5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の5 略</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>2・3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次の各号に掲げる申告書をいう。以下の項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第27条第1項に規定する申告書</p> <p>(2) 第28条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p>
<p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第27条の5第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度</p>	<p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第27条の5第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>分の同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該<u>条約適用配当等</u>に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(<u>条約適用配当等申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該<u>条約適用配当等</u>に係る所得の金額の計算の基礎となつた<u>条約適用配当等</u>の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第27条の6～第30条 略  <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p>第31条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5</p>	<p>_____同条第4項に規定する<u>確定申告書</u>にこの_____項の規定の適用を受けようとする旨及び当該<u>条約適用配当等</u>に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____</p> <p>であつて、当該<u>条約適用配当等</u>に係る所得の金額の計算の基礎となつた<u>条約適用配当等</u>の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第27条の6～第30条 略</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p><u>条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(宇治市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第14条の改正規定 略</p> <p>第28条の3第1項各号列記以外の部分中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。</p> <p>附則第3条の3の改正規定～附則第31条の改正規定 略</p> <p>第2条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(宇治市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第14条の改正規定 略</p> <p>第28条の3第1項各号列記以外の部分中「扶養親族(」を「扶養親族(年齢16歳未満の者又は」に、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</p> <p>附則第3条の3の改正規定～附則第31条の改正規定 略</p> <p>第2条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例第14条第2項及び第28条の3第1項並びに附則第3条の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>別表第1 略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 略</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)</td><td>一戸建ての略 住宅・共同住宅等</td></tr> <tr> <td>(3)～(6) 略</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 第1号及び第2号に規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>別表第3・別表第4 略</p>	手数料の種類	手数料の額	(1) 略		(2) 既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)	一戸建ての略 住宅・共同住宅等	(3)～(6) 略		<p>別表第1 略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 略</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 既存住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料又は既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)</td><td>一戸建ての略 住宅・共同住宅等</td></tr> <tr> <td>(3)～(6) 略</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 第1号及び第2号に規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 既存建築物を長期優良住宅として維持保全しようとする場合 当該建築物の床面積</p> <p>別表第3・別表第4 略</p>	手数料の種類	手数料の額	(1) 略		(2) 既存住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料又は既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)	一戸建ての略 住宅・共同住宅等	(3)～(6) 略	
手数料の種類	手数料の額																
(1) 略																	
(2) 既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)	一戸建ての略 住宅・共同住宅等																
(3)～(6) 略																	
手数料の種類	手数料の額																
(1) 略																	
(2) 既存住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料又は既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)	一戸建ての略 住宅・共同住宅等																
(3)～(6) 略																	

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第43条の6 略 (法人の市民税の申告納付)	第1条～第43条の6 略 (法人の市民税の申告納付)
第44条 略	第44条 略
2～8 略	2～8 略
9 法 <u>第321条の8</u> <u>第60項</u> に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第60項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。	9 法 <u>第321条の8</u> <u>第62項</u> に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第62項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
10～14 略	10～14 略
15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法 <u>第321条の8</u> <u>第69項</u> の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法 <u>第321条の8</u> <u>第71項</u> の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
16 略	16 略

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第45条～第80条 略 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第80条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧 の手数料は、宇治市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第80条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 の交付手数料は、宇治市手数料条例の定めるところによる。</p> <p>第81条～第145条 略 附 則</p>	<p>第45条～第80条 略 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第80条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、宇治市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第80条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。) の交付手数料は、宇治市手数料条例の定めるところによる。</p> <p>第81条～第145条 略 附 則</p>
<p>第1条～第7条の2 略 (読み替規定)</p> <p>第8条 略</p> <p>第8条の2 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第17項まで、第19項、第21項、第26項若しくは第33項から第35項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若</p>	<p>第1条～第7条の2 略 (読み替規定)</p> <p>第8条 略</p> <p>第8条の2 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第16項まで、第18項、第20項、第25項若しくは第32項から第34項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第8条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第16項の条例で定める割合は、5分の3とする。ただし、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備に係る同号の条例で定め</p>	<p>第8条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第15項の条例で定める割合は、5分の3とする。ただし、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備に係る同号の条例で定め</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
る割合は、4分の3とする。	る割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
11 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
14 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、2分の1とする。	15 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、2分の1とする。
16 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。
17 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。	17 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。
18・19 略 (新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	18・19 略 (新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第8条の4 略	第8条の4 略
2~7 略	2~7 略
8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅 又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分 について、これらの規定の適用を受けようと	8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようと

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>する者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 9 略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は</u> <u>同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規</p>	<p>する者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 9 略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は</u> <u>同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
11・12 略	11・12 略
第9条・第9条の2 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)	第9条・第9条の2 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に <u>100分の5</u> を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税	第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に <u>100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)</u> を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2~5 略 第11条~第17条の2 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に <u>100分の5</u>  を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2~5 略 第11条~第17条の2 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に <u>100分の5</u> (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、 <u>100分の2.5</u> )を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
2~5 略	2~5 略

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
第18条の2～第31条 略	第18条の2～第31条 略